

# 大型トラクター操作技能習得研修実施要領

## 1 目的

将来にわたり、本県の農業の担い手となることを目的に学んでいる者、及び現在農業を営んでいる者を対象に、農業機械の安全かつ適正な基本操作及び、安全な道路走行に関する知識、技術を習得させるとともに、道路走行上必要な運転免許証の取得を目的とする。

## 2 研修実施主体及び研修・免許試験会場

〒384-0807 小諸市大字山浦4857-1

長野県農業大学校 研修部 TEL 0267-22-0214 FAX 0267-22-0241

E-mail nodaikomoro@pref.nagano.lg.jp

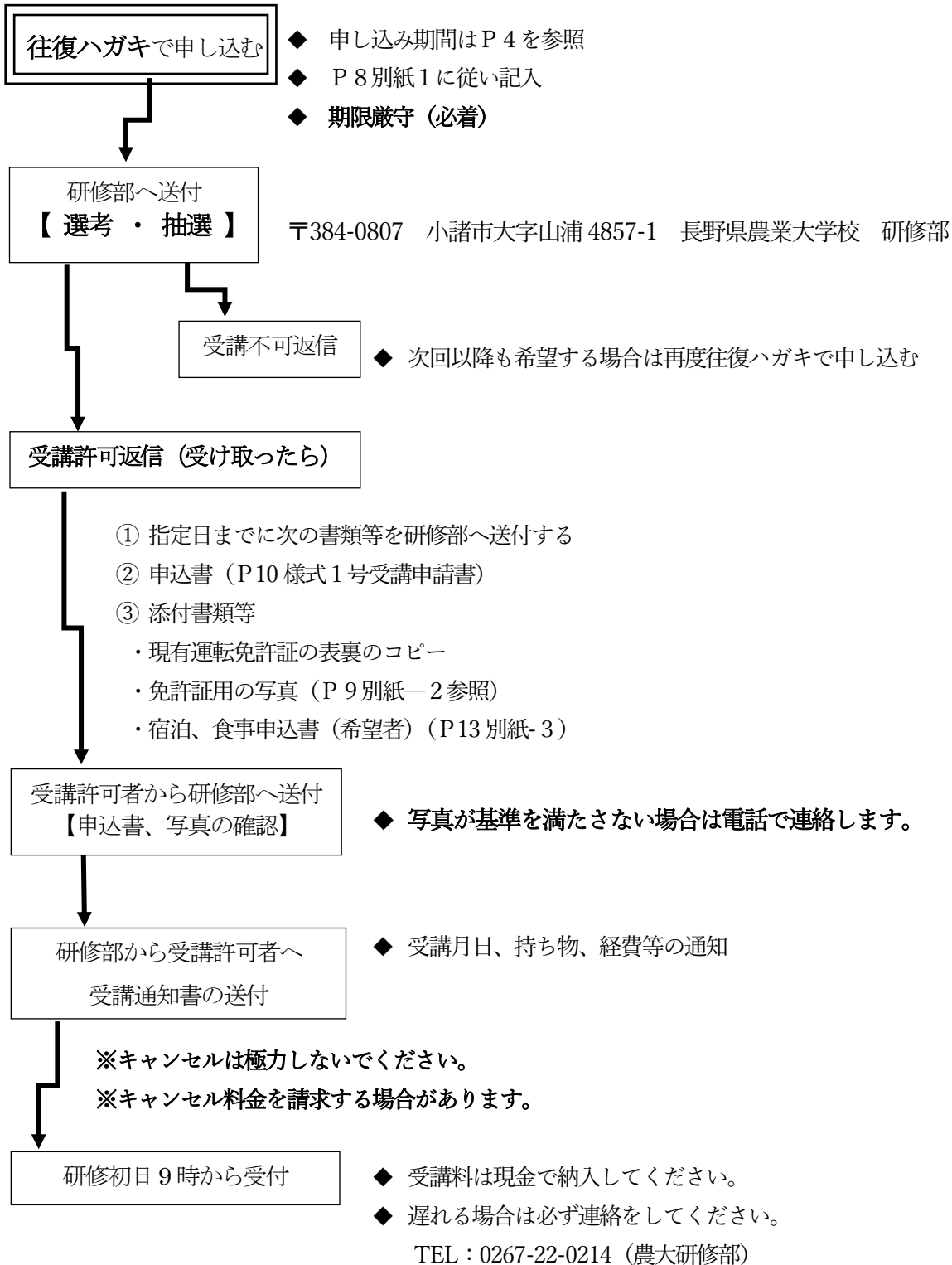
## 3 研修内容

農業機械に関する基礎知識及び安全かつ効率的に使用するための基礎運転、耕うん等農作業技術及び、農作業安全等に関する知識、技術を習得するとともに、農業用トラクター等の運転に必要な大型特殊免許（農耕車限定）及びけん引免許（農耕車限定）の取得に向けた研修を行う。

## 4 受講対象者及び受講条件

- (1) 長野県内で農業を学ぶ農業大学校等の学生、農業研修生(里親前研修、里親研修)、その他研修部がかかわる研修に参加する者、自営農業者及び農業従事者（農業法人の従業員、農業法人独自の研修生）等。
- (2) 長野県公安委員会交付の運転免許証を所持する者であること。（運転免許証の現住所が長野県内であること。）  
氏名、本籍・国籍等、住所に変更があった場合は、速やかに警察署又は運転免許センターで変更の手続きをすること。
- (3) 大型特殊（農耕車）研修を希望する者は、普通・準中型又は中型自動車運転免許の取得者で学科試験が免除される者であること。
- (4) けん引（農耕車）研修を希望する者は、大型特殊又は大型特殊（農耕車）免許の取得者であること。  
また、本校での大型特殊（農耕車）運転免許試験に合格した者で、けん引（農耕車）の研修を希望する者は申込み時に大型特殊（農耕車）運転免許証の交付を受けている者であること。
- (5) 視力（裸眼又は矯正後の視力）  
研修の最初に適性検査の基準に沿った視力検査を行うが、**運転免許試験日の適性試験（下記参照）に合格しなければ、運転免許試験は受験できない**ので視力に不安のある者は、研修開始前に眼科医を受診し、眼鏡等を準備しておくこと。
  - ア 大型特殊（農耕車）  
片眼各0.3以上、両眼で0.7以上、ただし、1眼の視力が0.3に満たない者、若しくは1眼が見えない者については、他眼の視野（左右）が150度以上で視力が0.7以上であること。
  - イ けん引（農耕車）  
片眼各0.5以上、両眼で0.8以上、深視力誤差2cm以内であること。ただし、両眼の内1眼の視力が0.5に満たない者、若しくは1眼が見えない者については受講できない。
- (6) 外国籍の者は日本の運転免許証を取得し、長野県公安委員会交付の運転免許証を所持し記載現住所が長野県内であること。  
**研修期間及び試験日に通訳が同席すること。通訳の同席ができない場合は研修の受講を認めない。**
- (7) 運転免許試験合格後、新運転免許証交付日までの期間内（2～3週間）に、長野県外への転居及び就労等の予定がある者は受講できない。
- (8) 現有運転免許証の更新期限が研修期間及び運転免許試験日に近い場合は、更新手続きを済ませることが望ましい。
- (9) 運転免許の停止又は取り消し等の行政処分を受けることが、通知されている者は受講できない。  
受講許可通知受け取り後に該当事項となった場合は速やかに農業大学校研修部まで連絡すること。

## 研修受講までの流れ



## 5 申し込み方法

- (1) 受講を希望する者は、4ページの「7 研修実施期日」の研修実施期日の受付期間内に、必ず往復はがきで申し込む。

農業法人等の従業員・研修生等は、雇用主等が申し込み、受講までの連絡は会社又は担当者で行う。  
往復はがきの往信面の裏に必要事項を記入する。  
個人情報のため保護が必要と思われる場合は、受講希望者が情報保護シールを購入し貼ること。  
受付期間外の申し込み、記入漏れがあった場合は受付できない。

- (2) 往復はがきの記載事項

別紙1の往復はがき記入例を参照すること。

- (3) 注意事項

- ア 往復はがきは受講希望者1名につき1枚とし、1枚の往復はがきで複数の希望者の申し込みはできない。  
イ 農業法人の従業員・研修生等の申し込みは、雇用主が申し込む。  
ウ 受講が決定した者の変更はできない。(農業法人の従業員・研修生等の間での譲渡はできない。)  
エ 受講決定後、受講を取止める場合は速やかに農業大学校研修部(0267-22-0214)まで連絡すること。  
オ 受付期間を厳守し最終日必着とする。

## 6 受講者の決定等

- (1) 開催回毎に往復はがきで申し込みのあった者から選考及び抽選で決定する。  
(2) 受付期間を過ぎて提出が有った者の申し込みは無効とする。  
(3) 受講者の選考にあたっては下記の表1を参考にし、ポイント数が同数の場合は抽選により決定する。  
(4) 農業大学校等の学生及び、研修部主催の研修のプログラムとして受講する者は優先する。  
(5) 対象者が学生の回においても、定員に達しない場合は学生以外の者の受講を認める。  
(6) 農業法人等の事業所からの受講者は1事業所1名とするが、定員に達しない場合はこの限りでない。

表1：選考基準ポイント

項目	ポイント数				
	5	4	3	2	1
年齢	18～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳～	
現在の職業	農業経営者 (後継者可) 里親農業研修者	農業法人従業者 農業研修者	地域おこし協力 隊	農業関連会社員	その他
3年後の職業	農業経営者 (後継者可)	農業法人従業者	農業関連会社員		その他
専業就農年数 (農業法人就業年数可)	研修中 10年未満	10～30年	30年以上		
本年度の既申し込み回数	5回以上	4回	3回	2回	1回

## 7 研修実施期日

### 【大型特殊（農耕車）】

回	受付期間	研修期間	試験日
第1回	4月1日(月)～4月5日(金)	5月14日(火)～5月16日(木)	5月17日(金)
第2回	4月15日(月)～4月19日(金)	6月4日(火)～6月6日(木)	6月7日(金)
第3回	5月13日(月)～5月17日(金)	6月25日(火)～6月27日(木)	6月28日(金)
第4回	6月3日(月)～6月7日(金)	7月23日(火)～7月25日(木)	7月26日(金)
第5回	8月5日(火)～8月9日(金)	10月1日(火)～10月3日(木)	10月4日(金)
第6回	8月26日(火)～8月30日(金)	10月15日(火)～10月17日(木)	10月18日(金)
第7回	9月24日(月)～9月27日(金)	11月12日(火)～11月14日(木)	11月15日(金)

### 【けん引（農耕車）】

回	受付期間	研修期間	試験日
第1回	4月8日(月)～4月12日(金)	5月28日(火)～5月30日(木)	5月31日(金)
第2回	5月7日(月)～5月10日(金)	6月18日(火)～6月20日(木)	6月21日(金)
第3回	5月27日(月)～5月31日(金)	7月9日(火)～7月11日(木)	7月12日(金)
第4回	9月9日(月)～9月13日(金)	10月29日(火)～10月31日(木)	11月1日(金)
第5回	10月7日(月)～10月11日(金)	11月26日(火)～11月28日(木)	11月29日(金)

## 8 定員

大特(農耕車) 20人/回、けん引(農耕車)16人/回

## 9 講師

研修の講師は、農業大学校の職員等があたる。

## 10 運転免許試験

- (1) 研修の全日程を終了した者を対象に、研修終了の翌日に運転免許試験を行う。
- (2) この試験の試験官は長野県警察本部交通部の試験官があたる。

## 11 研修日程

### (1) 大型特殊（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後 ①	午 後 ②
	9:00	9:15	10:00	12:00	13:00	17:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] トラクター操作 の基礎知識	[実] 始業点検 トラクター基礎運転練習 第1コース運転練習 終業点検	[講] 道路走行注意事項
第2日	[実] 始業点検 第1コース運転練習 第2コース運転説明				[実] 第2コース運転練習 終業点検	[講] 農作業安全について
第3日	[実] 始業点検 トラクター基礎運転模擬試験				[実] トラクター道路走行練習 終業点検 受験相談	[講] 耕うん作業について 受験上の注意事項 閉講式
第4日	8:20	[試] 運転免許試験			[試] 運転免許試験 片づけ 試験結果発表 解散	

### (2) けん引（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後 ①	午 後 ②
	9:00	9:15	10:00	12:00	13:00	17:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] トラクター操作 の基礎知識	[実] 始業点検 トラクター基礎運転練習 第1コース運転練習 終業点検	[講] 道路走行注意事項
第2日	[実] 始業点検 第1コース運転練習 第2コース運転説明				[実] 第2コース運転練習 終業点検	[講] 農作業安全について
第3日	[実] 始業点検 トラクター基礎運転模擬試験				[実] トラクター道路走行練習 終業点検 受験相談	[講] けん引作業について 受験上の注意事項 閉講式
第4日	8:20	[試] 運転免許試験			[試] 運転免許試験 片づけ 試験結果発表 解散	

## 12 受講申請

- (1) 受講を許可された者は、様式第1号の農業機械利用技能研修受講申請書（農業者用）に添付書類のア、イ、ウを添付し、指定された日までに農業大学校研修部（小諸キャンパス）へ提出する。
- (2) 指定された日までに提出が無い場合は、受講許可を取り消します。

申請書は、農業大学校研修部のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogyodai/kenshubu/ingex.html>

※ 写真に不備がある場合は連絡に従いし早急の対応をすること。

※ 郵便事情を考慮し早めに提出する。

※ 写真等再提出の指示に対応されない場合や、提出が遅れた場合は受講許可を取り消します。

### (3) 添付書類

#### ア 現有運転免許証の表と裏の写し

#### イ 運転免許証用写真（縦3cm×横2.4cm）1枚

##### ※写真撮影上の注意事項

提出された写真を直接運転免許証に使うので、基準を満たさない場合は撮り直しを指示することがあるので、別紙-2「運転免許申請用写真の基準」及び以下の事項をよく確認し撮影すること。

- ・縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景で申請日前6ヶ月以内に撮影したものとする。
- ・頭の上に4mm程度の余白をとること。
- ・表面にキズ、汚れが無いこと。
- ・過去に警察署、運転免許センターに提出した写真は提出しないこと。
- ・証明写真ボックスで撮影した写真は撮り直し事例が多いので、写真館での証明写真の撮影が望ましい。
- ・スナップ写真、色メガネ、カラーコンタクト、鼻ピアス等を装着した写真は不採用。
- ・メガネレンズが反射した写真は不採用となるので、レンズに光が反射する場合はメガネをはずして撮る。
- ・前髪やメガネのフレーム等で目（目尻等）が隠れないように注意する。
- ・現有免許証の写真と比べ、顔の写りが大きく、または小さくならないようにすること。
- ・画像が不鮮明なもの、粒子が粗いものは不採用。
- ・背景は無地とし、服色と同色系は避ける。
- ・画像は加工しない。

※ 裏面にサインペン等で、表に筆圧（記入した文字の跡）が出ないように軽く氏名を記載する。

※ 写真の表面に汚れ、キズ（クリップ跡等）がつかないように、空き封筒等に入れ提出する。

#### ウ 宿泊、食事を希望する者は、「別紙-3 宿泊・食事申込書」

※素泊まりはできません。

※3泊10食となります。（朝食の欠食もできません。）

- (4) 長野県内の農業関係大学校生は学部長・科長・研究科長が農業機械利用技能研修受講申請書「様式2号-1学生申請用」に10の(2)の添付書類ア、イと「様式2号-2の学生用名簿」とウの「別紙-3宿泊・食事申込書」を農業大学校研修部（小諸キャンパス）へ提出する。
- (5) 申込書に添付された運転免許証の写し等、個人情報に関する書類は運転免許試験終了後、直ちに適切に処理し本研修以外には使用しない。また、送付された書類等は返却しない。

## 13 受講の通知

受講に必要な書類が提出され受講資格を満たしている者には、研修開始前までに受講通知を送付する。

## 14 研修費用

※変更があった場合は減額、または増額となることがある。

(1) 次の費用を研修初日の受付時に現金で納入する。

ア 受講料	14,100円	
イ 運転免許試験受験手数料	2,600円	
ウ 研修雑費	150円	
エ 宿泊費・食費 (素泊不可。希望者は別紙-3に記入提出)		
・ 宿泊費	4月～10月 (3泊)	3,950円
	11月 (暖房費を含めた3泊)	4,250円
・ 食費	朝600円/食、昼700円/食、夕700円/食 計10食	6,700円

オ 昼食のみ申し込みはできない。

(2) 研修のキャンセルについて

止むを得ず研修をキャンセルする場合には、必ず平日の8時30分から17時の間に速やかに連絡すること。

研修開講7日前(土日及び祝日を除く)から以下のとおりキャンセル料が発生する。

支払い方法等は別途連絡する。

※例年数件の直前のキャンセルが有りますが、多くの受講希望者がおり、その中から受講を許可されたことを十分に認識してください。

ア 研修開講7日前から4日前	受講料を徴収する。
イ 研修開講3日前から前日	受講料を徴収する。 食事注文者は、研修1日目の食事代を徴収する。
ウ 当日の研修受付開始前	受講料を徴収する。
エ 当日の研修受付後	宿泊料、食事注文者は、研修1日目と2日目の食事代を徴収する。 研修費用の全額を徴収する。

## 15 修了証の交付

長野県農業大学校研修規定により研修修了者に対し修了証書を交付するものとする。

## 16 持参品

(1) 運転免許証、眼鏡等(条件付者)。忘れた場合は運転免許試験の受験はできない。

(2) 筆記用具(黒ボールペン必須)、作業衣等運転に適した服装(半袖、短パン、ジャージ等での受講は不可)、運転に適した靴、雨具、防寒着(必要に応じて)。

宿泊者は、寝巻、着替え、洗面用具等生活に必要なもの。

## 17 留意事項

(1) 研修期間中に未成年者が飲酒、喫煙をした場合は違法行為であるので当事者の研修を中止する。

(2) 平成26年6月1日からの道路交通法の改正施行に伴い、一定の病気(意識障害等)や安全運転に支障を及ぼす恐れのある方は、運転適性相談を受け(最寄りの免許センター又は警察署)、適性相談修了書の交付を受けること。

適正相談修了証がない場合は運転免許試験を受験できないことがある。

また、すでに適正相談修了証がある者は事前にその旨を農業大学校研修部へ連絡すること。

別紙4「改正道路交通法の施行に伴う大型特殊免許及びけん引免許取得研修の留意点について」を良く読み、3の項目に該当する者は、受講前に農業大学校研修部へ連絡(0267-22-0214)すること。

(3) 受講に際しては別紙5「研修館宿泊上の注意事項について」を読み承知すること。

(4) 運転免許試験に合格した場合は、免許交付まで2～3週間を要する。

合格者は運転免許証の「交付通知書」に従い、交付期日、交付場所を厳守すること。

また、新しい運転免許証の交付までは取得区分の運転は無免許運転となるので注意すること。

別紙1 往復はがきの記入の仕方

記入漏れ、記入間違いが無いよう確認してください。

返信 (表)

往信 (裏)

<p>切手</p> <p>□□□ - □□□□</p> <p>申込者の郵便番号</p> <p>返信</p> <p>申込者の住所 ※1</p> <p>申込者のお名前 ※2</p>	<p>①申込者 ※1</p> <p>②住所 (郵便番号も記入) ※2</p> <p>③受講希望者氏名 (フリガナも記入)</p> <p>④年齢</p> <p>⑤性別</p> <p>⑥希望研修項目 (大特 (農耕車)・けん引 (農耕車))</p> <p>⑦希望する回、研修期間</p> <p>⑧宿泊希望の有無</p> <p>⑨確実に連絡が取れる連絡先</p> <p>⑩現在の職業</p> <p>⑪3年後の職業 (予定)</p> <p>⑫就農年数</p> <p>⑬本年度の既申込み回数</p> <p>⑭永住権の有無 (外国籍の者の場合)</p> <p>⑮通訳者の氏名 (外国籍の者の場合)</p> <p>④⑩⑪⑫⑬⑭は受講者選考の材料となりますので必ず記入してください。</p> <p>※1：農業従事者等は会社名及び代表者名を記入 ※2：農業従事者等は会社の住所</p>
--	---

往信 (表)

返信 (裏)

<p>切手</p> <p>384 - 0807</p> <p>往信</p> <p>小諸市大字山浦4857-1</p> <p>長野県農業大学校 研修部 行</p>	<p>※ この面には、</p> <p>何も書かないでください。</p>
--	-------------------------------------



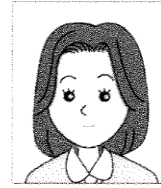
## 運転免許申請用写真の基準

☆ 写真のサイズ

・更新、再交付、試験の手続き ～ 縦3cm×横2.4cm

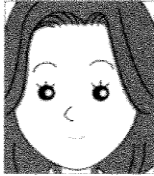
☆ 申請日前6か月以内に撮影したもの

☆ 正面、上三分身、無背景、無帽



適正な写真

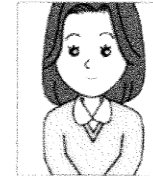
不適正な写真（例示）



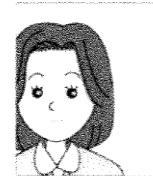
上三分身でない



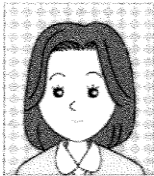
極端に顔が小さい



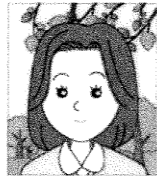
頭が切れている



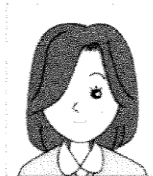
中心からずれている



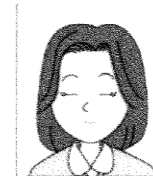
背景が単色でない



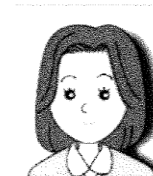
スナップ写真



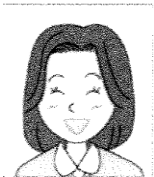
目が隠れている



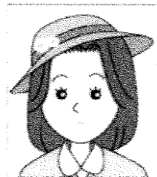
目を閉じている



影がある



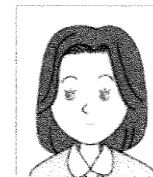
笑い顔



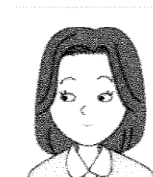
帽子等着用



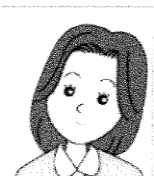
サングラス使用



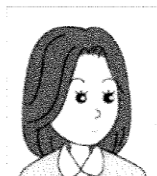
カラーコンタクト使用



目線が正面でない



顔を傾けている



正面を向いていない



印刷不良



画像を加工



ピントが合っていない

その他不適正な写真（例示）

- ★ マスク等を着用しているもの
- ★ めがねが反射して、目がわからないもの
- ★ 不鮮明なもの（明るすぎる、暗すぎる、色が変わっている、キズ又は汚れ等）
- ★ 洋服が見えずに、裸に見えてしまうもの
- ★ 写真用専用紙に印刷されていないもの
- ★ カラーコンタクトレンズには、サークルレンズを含みます。
- ★ 容易に本人識別ができないもの（顔の輪郭が明瞭でない。背景色が黒色等）

# 大型トラクター操作技能習得研修受講申請書 (一般用)

年 月 日

長野県農業大学校長 様

〒

住 所 ※1

氏 名 ※2

長野県農業大学校において実施される農業機械利用技能研修について下記のとおり申請します。  
なお、受講に当たっては、研修受講の留意事項に従います。

## 記

### 1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修	・大型特殊 (農耕車) ・けん引 (農耕車) 希望種類に○をする
研修・試験期間	月 日 ~ 月 日

### 2 受講者

(フリガナ) 氏 名	( )	生年 月 日		性 別		年 齢	
本 籍 (地番まで記入)							
免 許 証 記 載 住 所							
受講通知送付先住所	〒 -						
受講希望者 携帯番号				緊急連絡先			
現在の職業	受講後の職業				宿泊希望	有 ・ 無	

(注) ・上記内容は、運転免許試験申請書に記載するので楷書で丁寧に記入する。

・氏名のフリガナ、携帯電話番号(固定電話番号可)を必ず記入する。

・緊急時の連絡先は緊急時に申込者、家族等に連絡がつく電話番号等を記入する。

### 4.添付書類

- ・運転免許証のコピー (表・裏)
- ・免許用写真 (縦3cm×横2.4cm) 1枚 (表面にキズ、しわ、汚れ等を付けないこと)。
- ・免許用写真は、別紙-2をよく確認し、できるだけ写真館等専門店で撮影すること。
- ・宿泊 (食事付) を希望する者は別紙-3に記入すること。

## 大型トラクター操作技能習得研修受講申請書 (学校用)

番 号  
年 月 日

農業大学校長 様

学 部 長  
研究科・実科長  
団 体 の 長

農業機械利用技能研修の受講については、別紙受講者名簿のとおりです。  
なお、研修受講に当たっては、研修受講の留意事項及び研修館宿泊上の注意事項に従います。

### 1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修 (希望研修に○をする)	・大型特殊 (農耕車)      ・けん引 (農耕車)
研修・試験期間	月 日 ～ 月 日
受講人数	
担当者名	
担当者緊急連絡先	

### 2 添付書類等

- ・様式2号-2 学生用受講者名簿
- ・各学生の運転免許証の写し (表・裏)
- ・各学生の免許用写真 (縦3cm×横2.4cm) 1枚
- ・宿泊・食事申込書 (宿泊する場合)

### 3 その他注意事項

- ・緊急連絡先には学校 (団体) の担当者に連絡できる携帯電話番号または固定電話番号等を記入すること。

様式2-2 学生用受講者名簿

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	性別	本籍(地番まで記載)	免許証記載住所	携帯電話又は 固定電話番号	現有免許	宿泊 (宿泊者に○印)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- ・氏名にはフリガナを記入すること。
- ・学生寮等に寄宿する者については、帰省先の電話番号または携帯電話番号を記入すること。(寮等の電話番号は不可)

# 宿 泊・食 事 申 込 書 (一般用)

年 月 日

長野県農業大学校長 様

受講者 (申込者) 住 所

電話番号

氏 名

次の研修・試験期間中の宿泊及び食事を申し込みます。

なお、受講に当たっては、研修受講の留意事項及び研修館宿泊上の注意事項に従います。

<研修・試験期間> 6年 月 日 (火) ~ 月 日 (金)

## ※注意事項

- ・ 宿泊申込み者は3泊10食の申し込みとなります。
- ・ 宿泊のみ (素泊まり) はできません。
- ・ 食物アレルギーの有る方は、その内容をお知らせください。

アレルギー食品名 \_\_\_\_\_

## 改正道路交通法の施行に伴う

### 大型特殊（農耕車）及び、けん引（農耕車）免許取得研修の留意点について

長野県農業大学校研修部

#### 1 内容

平成26年6月1日から改正道路交通法の施行に伴い一定の病気等や、意識障害等の持病のため、自動車等の運転に支障が及ぼすおそれのある場合は、道路交通の安全確保の観点から試験が受けられない場合がある。

そのため、意識障害等の持病がある方で、最寄りの免許センターの運転適性相談修了書を交付されていない場合は、研修の受講を認めず途中で中止の場合があると同時に、研修を受けても運転免許試験を受験できない。

#### 2 法改正の背景

平成23年4月18日に鹿沼市で発生したクレーン車による登校中の児童6名死亡事故や平成24年4月12日に京都市で死傷者多数等の交通事故発生等を踏まえ法律が改正された。

#### 3 運転免許センター等との運転適性相談について

下記の項目について、1つでも「はい」との回答がある場合は、運転免許センター等で運転適性相談を受けることがあるので、受講前に農業大学校研修部（0267-22-0214）へ連絡すること。

連絡せず受講した場合は、途中で中止の場合があると同時に、試験が受けられないことがある。

- (1) 病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因は明らかでないが意識を失ったことがあるか。
- (2) 病気を原因として身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがあるか。
- (3) 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中眠り込んでしまった回数が週3日以上あったことがあるか。
- (4) 飲酒を繰り返し絶えず体にアルコールが入っている状態を、3日以上続けたことが3回以上あるか。
- (5) 病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上あるか。
- (6) 病気を理由として医師から免許の取得、又は運転を控えるよう助言を受けているか。
- (7) 意識障害等の持病があるか。

4 上記(1)～(6)については、試験日の「質問票」で回答する項目であるが、若干内容に違いがある。

5 「質問票」に虚偽の記載をして提出した場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

## 研修館宿泊上の注意事項について

### 1 宿泊部屋の使用

- ・整理整頓に心がけ、綺麗に使用すること。
- ・汚れた作業着等では入室しないこと。

### 2 生活関係

#### (1) 食事、飲食等

- ・ 飲食は必ず決められた場所を使用し、決められた時間内に済ませること。
- ・ 宿泊部屋、ロビーでの飲食は禁止。
- ・ 食事の準備及び片付けはセルフサービスとする。
- ・ 食後、残飯等は指定された容器に入れ、お弁当の容器は指示に従い片づけること。
- ・ 食後はテーブルの上を拭くなど、使用した場所及び汚した場所は各自で清掃すること。
- ・ 使用した食器等は使用者が必ず洗い元の位置に戻すこと。
- ・ **ポットは空炊きしないよう注意すること。**

#### (2) 入 浴

- ・ 講義等終了後から22時までとなり、22時以降お湯は出ないので使用しないこと。

#### (3) 寝 具

- ・ シーツ、枕カバー等を必ず使用し、パジャマ等も必ず着用すること。
- ・ 研修最終日の朝には、シーツと枕カバーを外して各階にある青いケースに入れること。また、布団、毛布等は入室時と同様に部屋の隅に整頓して積んでおくこと。

#### (4) ゴ ミ

- ・ 燃えるゴミと資源ゴミは分別を行い、1階ロビーの所定の場所に出すこと。
- ・ カン、ビン、ペットボトル（ラベルは剥がし資源ゴミへ）は、容器の中を水でゆすぎ研修館の裏の所定の場所に出すこと。

#### (5) 冷蔵庫

- ・ 冷蔵庫を使用する場合は各自で管理を行うこと。

### 3 清掃

研修期間中は分担表に従い、決められた場所、時間に行うこと。  
宿泊部屋は研修終了後の退室前に必ず掃除し、ゴミは分別し1Fの所定の場所に出すこと。

### 4 忘れ物

退室の際、研修室等必ず確認すること。  
忘れものがあった場合、7日間は保管するが、連絡がない場合は処分する。

### 5 その他注意事項

- (1) 他者に迷惑のかかる行動はしないこと。
- (2) 貴重品類は各自の責任で管理すること。
- (3) 施設、機器類を故意に破損した場合は、修繕費・修理費を請求する。
- (4) 研修館及び各施設内は禁煙。喫煙は決められた場所で行うこと。
- (5) 退去時に宿泊部屋等使用カ所の点検を行い、施設の破損等が確認された場合は、修繕費等を請求する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人ごみの中でのマスクの着用、手洗い手指の消毒）など基本的な感染防止策を徹底すること。
- (7) **未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁じられていますので法律を遵守してください。**

### 6 緊急時等の対応

体調不良等、その他問題が生じた場合は、担当者又は宿直者（1号室）に申し出て、その指示に従うこと。